

学校において特に予防すべき感染症について

昨年より、新型インフルエンザが流行しています。また2007年には麻疹（はしか）の流行で、本学でも休校措置が取られ、そのための補講や課外活動、他施設での実習等に多大な影響が生まれました。

このように学校での感染症の流行を防ぐために、学校が病気になった学生を出席停止にしたり、臨時休講にすることがあります。これは学校保健安全法での決まりがあり、いくつかの病気が下表のように指定されています。

	対象疾病	出席停止の期間
第1種	まれだが重大な病気	
	エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、鳥インフルエンザ、重症急性呼吸器症候群（SARS [サーズ]）	治癒するまで
第2種	空気感染なので放置すれば学校で広がってしまう病気	
	・インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで
	・麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日間を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	・風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	・水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・結核	医師において伝染の恐れがないと認められるまで
第3種	空気感染ではないが放置すれば学校で広がってしまう可能性がある病気	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症〔溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（ノロウイルス）〕	医師が伝染の恐れがないと認めるまで

大学は集団生活の場であり感染症などが流行しやすい環境です。感染症と診断されたら速やかに大学に連絡し、医師の許可がおりるまで登校しないようにしてください（出席停止です。）